

学校施設開放を利用する方へ

- 「6月1日以降の社会体育施設（学校施設開放含む）の利用について」を必ず**利用者全員に周知**してください。
- 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性患者が出た場合、当該校が閉鎖されることもあり、**児童生徒の学校生活に大きな影響を与えてしまう**ことを充分認識してください。
- 新しい生活様式と消毒を徹底してください。
- ルール等が守られていない団体については、利用を一定期間停止させていただく場合があります。
- 今後の感染状況により、学校施設が利用できなくなる場合があります。

依 頼 事 項

- ・アルコール又は次亜塩素酸ナトリウムなどの消毒液、拭き取り用の雑巾は、ご利用者で用意してください。
- ・利用後は、利用者が触れたと思われる場所については、必ず**消毒**を行って下さい。

使用した器具、ドアや窓の取手、スイッチ、トイレ〈グランド利用者は屋外トイレ〉のドアノブ・蛇口・便座など、その他利用者が触れたと思われる場所全て

- ・学校備品（遊具等含む）にむやみに触れないでください。校舎には入らないでください。
- ・ざら板や、傘立て等を移動させないでください。
- ・利用後は、**鍵と一緒にチェックリストを提出**してください。（鍵のない場合はチェックリストのみ）